

重要事項説明書

(放課後等デイサービス)

株式会社健康館 あったかサポート こねこのて

「あったかサポートこねこのて」放課後等デイサービス 重要事項説明書

1 事業者の概要

名称	株式会社健康館
法人種別	介護サービス全般・障がい児の福祉事業等
法人所在地	神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-18-19
電話番号	0465-63-1450
ホームページ	https://the-kenkoukan.com
代表者	代表取締役 瀬戸美すゞ

2 事業所の概要

事業所の名称	あったかサポートこねこのて(事業所番号 145)
事業所の所在地	〒250-0004 神奈川県小田原市成田 136-8
事業所の電話番号	0465-43-9094
緊急連絡番号	080-9392-0460
E-Mail アドレス	nekonoteodawara@gmail-com
管理者	木場 華子
サービス提供地域	小田原市全域
サービス提供曜日	月・火・水・木・金・土・祝日
サービス提供時間	平常時(登校日) 13:00~17:00
	休暇時(土・祝日・長期休み) 10:00~16:00
休業日	日曜日及び 12月31日 ~ 1月3日

3 事業所の職員体制

令和7年月1日現在

職種	常勤(人)	非常勤(人)	全計員数	資格等
管理者	1		1	保育士
児童発達支援管理責任者	1		1	教員免許
児童指導員・保育士・指導員	1	4	5	

4 サービスの目的・運営方針

目的	障がい児(以下、利用者という)が、日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適用することができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。
運営方針	人に優しい会社。テーマはすべての人に元気で明るく笑顔で挨拶。

(2) 障がい児通所給付費対象外サービス内容

サービスの種類	費用
創作的活動等	創作的活動等における材料の実費 必要時発生
昼食代	昼食(弁当)における材料の実費 ¥540
おやつ代	おやつの費用の実費 ¥50
調理レク代	調理レクの材料の実費 ¥100
キャンセル料	一回当たり ¥940 ※同じ月で欠席時対応加算該当分(4回まで)を超えるキャンセルがあった場合 ※当日入れて3日前までの連絡の場合(休業日を除く)

6 サービス概要

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、保護者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しはご家族様に交付致します。

『放課後等デイサービス』とは、放課後または休日に、監護する者がいない利用者に対し、日常生活における様々な訓練等や活動の場を確保する日帰りの通所サービスです。また利用者の家族の就労支援および一時的な休息を図るため利用者を一時的にお預かり致します。

7 利用料金

(1) 障がい児通所給付費対象サービス内容の料金

障がい児通所給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金のうち9割が障がい児通所給付費の給付対象となります。事業者が障がい児通所給付費等の給付を市町村から直接受け取る場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます(定率負担または利用者負担額と言います)。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

障がい福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 障がい児通所給付費対象外サービス内容の料金

「6、サービス提供の内容 (2)障がい児通所給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取消しの料金

利用者がサービス利用の取消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。なお、サービス利用日の前日までに申出のない場合は、「6. サービス提供の内容 (2)障がい児通所給付費対象外サービス内容」のうち、用意した材料・おやつ代実費を頂く場合があります。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月毎に計算し、翌月15日にご請求しますので、基本口座引き落としもしくは、現金でお支払をお願い致します。現金支払いの場合は翌月末までをお願い致します。

8 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を

開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管致します。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所および医療機関等との連絡調整や市町および関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。
- (3) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に洩らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。また、事業者は、従業者に、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9 その他の利用規約・注意事項

(1) 学校へのお迎えについて

ご希望により施設よりお迎えに伺います。当事業所の車両を使用する場合、送迎加算が発生します。また、交通機関を使用して最寄りのバス停などへ事業所職員がお迎えに行った場合は、加算の発生はしません。

(2) 予約について

毎月10日から20日の間に翌月分の予約を「予約表」にご記入の上、FAXか手渡しで予約してください。

(3) 定員について

施設としての定員は1日10人です。災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

その場合、放課後等デイサービスこねこのでは、最大14人が定員となり、これ以上の人数になるケースは、定員オーバーでお断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。

(4) 連絡帳について

利用毎にご家庭からと事業所からのコミュニケーションツールとして連絡帳を使います。保護者の方が確認をしているという意味でも、必ず日付と体調チェックはお願い致します。またご家庭での様子や注意点などがございましたらご記入ください。事業所からは当日の様子を記入してありますのでご確認ください。本人がカバンから出すことも学習の一環ですので、決まった位置に入れていただきますよう、お願い致します。

(5) 体調不良について

事業所は多数の利用者様が共有のスペースで活動する施設です。中にはまだ幼く体力のないお子様や免疫力の低い利用者様もおられます。万が一発熱や嘔吐、下痢、インフルエンザ、結膜炎等の感染の恐れがある症状がみられましたら、ご自宅で療養され、事業所の利用はご遠慮ください。

*お預かりした際、お子様に発熱などの体調不良がみられた場合には、こちらからご連絡させていただきお迎えに来ていただく場合がございますので、その際は緊急連絡先にご連絡致します。

*上記の理由により、学校で発熱等の体調不良がみられた場合には、予約が入っていても、保護者様になり代わりましてのお引き取りはやむを得ない場合を除き、致しかねます。体調不良時には出来る限り、担任の先生と今一度ご確認くださいませようよろしくお願い致します。

*学級閉鎖等の場合にはまん延防止のため、ご利用は遠慮して頂いております。学級閉鎖が終了し登校

が始まり次第、ご利用開始とさせていただきます。

(6) 支給日数の確認について

各自治体から「放課後等デイサービス」の日数や区分が決定された受給者証を、面接の際に必ずお見せください。また、支給日数を超過して利用した場合には実費請求となりますので、くれぐれも利用日数にはご注意ください。支給日数の変更があった場合には、受給者証の提示をお願いします。事業所との併用時にも契約日数を教えてください。

(7) 18歳以上の方の利用について

18歳以前に当施設をご利用いただいていた方に関しては、各自治体で引き続きの利用が必要と判断された場合のみ20歳までのご利用が可能となります。

(8) ご利用をお断りするケースについて

「こねこのて」は、年齢や障がい等の差異がある不特定の方が利用する集団生活の場です。限られた職員

配置ですので以下のケースに該当する場合はご家族と相談のもとご利用をお断りさせていただく場合があります。

- ・医療的ケアが必要である場合（法律上医療行為になる行為）
- ・保護者の方が利用規約をお守りいただけない場合
- ・その他、当施設で受け入れが難しいと判断した場合

(9) サービス利用方法

- ◆サービス利用が決定した場合は、契約を締結した後、サービス提供を開始します。
 - ・契約の有効期限は契約日から受給者証の有効期間といたします。
 - ・ただし、申出のない限り自動更新とさせていただきます。更新された受給者証の期間になります。
- ◆予約は特定の用紙でFAX、又は手渡しにて受付致します（特定の用紙でのみ受け付けます）。

10 この契約に関する苦情・相談窓口

★当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	木場 華子
電話番号	0465-43-9094
受付時間	9:00~18:00
小田原市役所	障がい福祉課 0465-33-1300
神奈川福祉サービス・運営 適正化委員会	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 045-317-2200

11 緊急時における対応・損害保険加入

- (1) 利用者の病状の急変や事故等の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を行い、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への救急搬送等必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所では、事故・災害に備えて、保険に加入しております。ただし、事業所の故意又は過失によらない損害及び傷害内容では保険適用されない場合がございます。万一に備え、ご心配の方は個人保険にご加入ください。

当事業所加入保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

事業所加入保険内容：傷害保険及び賠償責任保険

1 2 身体拘束・行動制限について

サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を実施しません。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族に説明し、同意を得て、その態様及び時間、その際の身体状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

1 3 虐待防止

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

担当者	木場華子
-----	------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修をしています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は監護者による虐待を受けたと思われる障がい児を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4 ハラスメントの防止

(1) 事業者は、支援現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(2) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・ 居に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者の家族等が対象となります。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、社内には相談窓口を設置しています。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約との措置を講じます。

1 5 災害対策の取組み

事業所は、非常災害・自然災害に対処する為、防災計画を作成し、全職員による避難救助訓練を行います。

1 6 衛生管理等と取組み

(1) 職員の清潔保持や健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 設備・備品について、衛生的な管理を行います。

(3) 事業所において感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じます。

(4) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携に努めます。

17 業務継続に向けた取り組み

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 協力医療機関

医療機関の名称	かみやま小児科クリニック
院長名	神山 務
所在地	小田原市浜町 3-11-5
電話番号	0465-24-0188
診察科目	小児科・アレルギー科

19 当事業所をご利用いただく際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがございます。
貴重品の管理	貴重品は、利用者様の責任において管理していただきます。自己管理が困難な利用者様につきましては貴重品を持ち込まないようお願い致します。

重要事項説明書同意書

上記の重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 氏 名 _____

扶養義務者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

事業者 住 所 小田原市 成田 1 3 6 - 8 _____

名 称 あったかサポートこねこのて _____ 印

説明者 管理者 木場 華子 _____ 印